

特定非営利活動法人P A L研究会定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本法人は、特定非営利活動法人P A L研究会という。

(主たる事務所の所在地)

第 2 条 本法人は、主たる事務所を岐阜県多治見市に置く。

(目 的)

第 3 条 本法人は、法律、会計、不動産の専門家が、勉強会や講演会を通じて、豊富な知識、ノウハウを地元中小企業経営者に提供し、地元中小企業の経営体質の改善、強化を図り、もって地域経済の活力を取り戻すこと、および、青少年との交流を通じ、社会教育の推進を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 経済活動の活性化を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第 5 条 本法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- (1) 講演会、シンポジウム、セミナー等の開催事業
- (2) 従業員教育に関する事業
- (3) 経営支援事業
- (4) 学校訪問、セミナー等開催による青少年健全育成に関する事業
- (5) 前各号に関連する各種出版ならびに情報サービスに関する事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第 6 条 本法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 本法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 本法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

2 本法人の正会員は、次の3種とする。

- ① 正会員（専門会員）
- ② 正会員（セミナー会員）
- ③ 正会員（一般会員）

(入 会)

第 7 条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申込みがあったときは、正当な事由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号のひとつに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号のひとつに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) 本法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員及び職員

(種別および定数)

第12条 本法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち1人を代表理事とし、常務理事を若干名置くことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 代表理事及び常務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第14条 代表理事は、本法人を代表し、その業務を統轄する。

2 常務理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事が予め定めた順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行を監査すること。

(2) 本法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し

不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第16条 役員が次の各号のひとつに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、当該役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事務局及び職員)

第18条 本法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な

職員を置く。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て代表理事が委嘱し、職員は代表理事が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第4章 総 会

(種 別)

第19条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第22条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第23条 総会は、第22条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第22条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければ

ならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、第26条第2項、第28条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第5章 理事会

（構成）

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第31条 理事会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第31条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

らない。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議 決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第38条 本法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第39条 本法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第40条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第41条 本法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第42条 本法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 本法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 本法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解 散)

第50条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 本法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動法人に帰属させるものとし、解散総会の議決により帰属先を定めるものとする。

(合併)

第52条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 本法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 雑 則

(細 則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	山 村 寛
理 事	加 藤 敏 康
理 事	曾 根 康 正
理 事	小 原 隆 浩
理 事	長 谷 川 嘉 哉
理 事	林 敦 司
理 事	小 栗 孝 一
監 事	高 木 貴 行

3. 本法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
4. 本法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成23年9月30日までとする。
5. 本法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

① 正 会 員（専門会員）	入会金	50,000円
	会 費	120,000円
② 正 会 員（セミナー会員）	入会金	50,000円
	会 費	36,000円
③ 正 会 員（一般会員）	入会金	50,000円
	会 費	1,000円
④ 賛助会員	入会金	50,000円
	会 費	1,000円